

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所等)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人人材パワーアップセンター
所 在 地	千葉県松戸市稔台1-25-6 ハーベストヒル101
評価実施期間	令和5年 8月 25日～令和6年 3月 31日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	柏市立若葉保育園 カシワシリツワカバホイクエン		
所 在 地	〒277-0024 千葉県柏市若葉町4-36		
交通手段	JR常磐線, 千代田線, 東武アーバンパークライナー 柏駅南口より徒歩15分		
電 話	04-7167-7655	FAX	04-7162-0702
ホームページ	https://www.city.kashiwa.lg.jp		
経営法人	柏市役所		
開設年月日	昭和29年5月1日		
併設しているサービス	あかちゃんほっとステーション設置, AED設置施設		

(2) サービス内容

対象地域	千葉県柏市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	15	16	18	24	27	30	130		
敷地面積	3,167.98㎡			保育面積		1,011.66㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	嘱託医による内科健診, 歯科健診, 身体測定 (毎月), 尿検査 (4・5歳児) 視力検査 (3・4・5歳児), 健康・衛生指導 他								
食事	自園調理による給食, アレルギー除去食対応								
利用時間	午前7時から午後7時まで								
休 日	日曜日・祝日・年末年始 (12月29日から1月3日)								
地域との交流	園庭開放, 育児講座, 幼保こ小との連携, 体験学習, 実習生の受け入れ								
保護者会活動	定期総会, 役員会, 園行事								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		26	22	48
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	34	1	1(巡回)	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		5(委託)		
	子育て支援員	事務補助員	業務員	
	8	1	3	
	保育補助員			
1				

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	柏市役所保育運営課入園担当へ郵送での申し込み。		
申請窓口開設時間	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで（祝祭日，年末年始を除く）		
申請時注意事項	柏市役所保育運営課入園担当までお問い合わせください。		
サービス決定までの時間	入園申し込みスケジュールの結果回答予定日参照。		
入所相談	柏市役所保育運営課，または各保育園にお問い合わせください。園見学も随時受け付けています。		
利用料金	0歳児から2歳児：保護者が居住する市町村が定める利用料 3歳児から5歳児：無償化		
食事料金	3歳児から5歳児 5,400円/月（主食費：400円，副食費：5,000円）		
苦情対応	窓口設置	有	
	第三者委員の設置	有	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>【柏市立保育園の保育目標】 生きる力を持つ子ども</p> <p>【保育目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとりひとりが安定した気持ちで過ごす。 ・保育園の生活を楽しむ。 <p>【保育方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の育ちを豊かにするように子どもの目線に立ち、ひとりひとりの気持ちを十分に受け止めていく。 ・自然と触れ合いながら遊び、丈夫な体作りをすすめる。 (土、水、動植物等) ・いろいろな活動を通して、同年齢異年齢の交流を楽しみ、思いやりの気持ちを大切に育てていく。 ・保育園や家庭でも生活を伝え合い、子どもの成長を見守り子育てをすすめる。 ・地域の子育て支援を充実させていく。 (園庭開放、一時保育、育児講座など)
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭が広く、のびのびと体を動かして遊べます。 ・柏レイソル通りに面して立地しています。柏市からの依頼もあり、応援旗を飾るなど、子どもたちと一緒に応援しています。 ・柏第三小学校と隣接しており、年長児が交流を図ったり、災害時には避難場所として連携しています。 ・一人ひとりの子どもの状況や発達に合わせて、集団の活動だけでなく、少人数グループでの保育や活動も大切にしています。 ・保護者に寄り添い、子どもも保護者も安心して過ごせるようにしています。
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内でも一番の広さをもつ園庭では、鬼ごっこや氷鬼などで思い切り走り回って遊んだり、サッカーやドッジボールなどの運動遊びを思う存分楽しんだりしています。また、木陰も多く、夏は水遊びや泥んこ遊びも十分に経験できます。 ・異年齢交流が盛んです。幼児クラスでは、縦割りのグループで季節の製作や行事の取り組み、日々の体操など、年間を通し実施しています。年上の子に優しくしてもらう事で、自分もまたそうしてあげよう…と、優しさや憧れの気持ちが育まれながら子ども同士のつながりも深まっています。異年齢グループ、ペアは固定し、年度が変わる時には3歳児がそれぞれ加わるようにしているため、継続的な関わりの中、絆が生まれています。園庭でも自然な形で他年齢児との関りが見られ、園全体で見守っています。 ・園庭には、「ゆめばたけ」と名付けた畑があり、四季折々に様々な野菜を育て、収穫やクッキングを楽しむなど、食育活動に取り組んでいます。 ・七夕やお月見、節分などの伝承行事を大切にしています。子どもたちの興味・関心が広がるよう、導入から当日の催しまで工夫を凝らして実施しています。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
<p>1. 立地条件の良さと広い園庭を生かしています。</p> <p>柏レイソルのスタジアムに隣接した立地で、柏駅からのアクセス道路にある古くからの住宅や商店、隣接する柏第三小学校との良好な関係を長年にわたり維持し、地域に根ざした保育園となっています。また、柏で最大規模の園庭を有してその一部を「ゆめばたけ」と名付けた菜園として活用し、自分で野菜を育てる体験を通じて食物や自然との関わりを学ばせるサステナビリティ教育に力を入れています。さらに広大な園庭では子どもたちが自由に走り回ったり、砂遊びを楽しむなど屋外で健康的に活動ができる環境を提供しています。</p>
<p>2. 園長・副園長と園職員同士の活発なコミュニケーションで風通しの良い環境を整えています。</p> <p>園内の職員と園長・副園長の関係が良好で、双方向の意見交換が活発で効果的に行われています。園長は職員からの信頼が厚いため、時に適性を見極め、難しい組織内での配置換えを行っても、不満を持たれず、円滑な運営へとつなげることが出来ています。職員同士の関係も良好で話し合いの場も日常はもとより、様々な会議を設け、常に保育活動の振り返り、課題と学びを共有化して、より良い保育活動へとつなげています。</p>
<p>3. 全職員がより良い保育を目指すため、柏市保育応援ブック「エール」を作り、活用しています。</p> <p>保育者の保育のための保育者による独自教本、柏市保育応援ブック『エール』は、2年かけて副園長の主導で作成したものです。未来の子どもたちが柏市の保育目標である「生きる力を持つ子ども」をめざす中で、保育に携わる全職員が何をすべきか、子どもたちに伝えられることは何かを考え、迷うことなく、同じ思いで保育活動を進めるために制作されました。園ではこれを教本として使い、職員が保育において自己を見つめ直し、話し合い、学びにつなげて、子どもたちにより良い保育を提供することを目指し、実践しています。</p>
さらに取り組みが望まれるところ
<p>コロナ禍前まで実践していた地域との交流の再開に期待します。</p> <p>育児講座、出前保育、絵本の貸し出し等の「子育て事業」、中学生の職場体験学習の受け入れや夏休み中の高校生・大学生のボランティアの受け入れ、地域の老人会と七夕や正月あそびの交流など、コロナ禍で中断していた取り組みを再開し、地域との交流と貢献を実現する事を期待します。</p>
評価を受けて、受審事業者の取り組み
<ul style="list-style-type: none">・絵本の貸し出しは、職員が定期的に絵本紹介をするなどして、コロナ禍で実施できなかったことをカバーしてきましたが、今後は実施に向け計画的に進め、令和6年度中の再開を目指します。・育児講座、体験学習やボランティアの受け入れは、需要があれば実施していきます。・出前保育、地域の老人会との交流は、相手と連携を取り、再開に向けて話し合いをし、相手方に負担のないよう進めていきます。・若葉保育園の強みであるチーム力を活かし、子どもを真ん中に保護者とも思いを共有しながら、より良い保育を引き続き提供していきます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3		
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3		
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3		
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	4	6	
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3		
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5		
				4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3
		職員の就業への配慮	8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4			
			9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5			
			10 職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。		5	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4		
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4		
			利用者満足の上昇	13 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4		
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4		
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3		
				16 提供する教育及び保育の標準化	16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2		
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4		
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4		
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5		
21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6						
22 身近な自然や地域社会と関わるような取り組みがなされている。	4						
23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6						
24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6						
25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4						
26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3						
子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。			4			
28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3						
5 安全管理	環境と衛生	29 食育の推進	29 食育の推進に努めている。	5			
		事故対策	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3			
	災害対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4				
		32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5				
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5				
		計	136				

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>柏市の定める保育園の目標と基本方針が保護者向けの「入園のしおり(重要事項説明書)」で明示されています。また、ホームページに掲載されています。保育目標の「生きる力を持つ子ども」は未来をつかさどる子どもたちの自立心を培う力を支援していくとの指針となっています。その目標達成のための保育方針を5項目を掲げ、柏市立保育所として使命、方向性が読み取れる内容となっています。園はその一つひとつを保育方針の基盤とし、毎年、5項目、年齢に応じた「クラス目標」として具体的な活動に落とし込み職員の保育活動につなげています。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育方針は事務所内の誰もが見やすい場所に掲載しています。また、「入園のしおり(重要事項説明書)」を職員が常時閲覧可能なように事務室に保管しています。また、保育目標を携帯サイズでラミネートし、配布して全職員がいつでも確認できるようにしています。また、新年度の始めに行われる臨時職員会議を始め、月次の職員会議、リーダー会議、その他さまざまな会議において保育方針や実践状況を確認し、情報の共有を図っています。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園では、方針を入園のしおりや入園説明会を通じて、保護者への説明をしています。また、実践面については保護者向けの懇談会で年間方針を詳細に説明する他、月ごとにクラスだよりや連絡帳、ホワイトボードを利用して、日常の実践状況を円滑に知らせています。また、毎年設定される年齢別のクラス目標は保育室に掲示され、懇談会や文書を通じて保護者にも明確に伝えられています。さらに送迎時には連絡帳をもとに個別の説明を行うなど保護者とのコミュニケーション手段を多様かつ効果的に活用しています。</p>	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <p>園では年間指導計画を0歳から5歳まで年齢ごとのクラス別に作成しています。それぞれ、保育目標を掲げ、0歳児には12項目(ねらい、生命の保持、食育等)1歳児から5歳児クラスには14項目(生命、情緒、健康人間関係など)の年間区分に4半期ごとに項目別の具体的な指導目標を策定しています。これらは各期末に振り返りを行い、4半期ごとの具体的な行動指針に反映しています。また、年度末にも反省と振り返りを行い、次年度の計画作成に引き継いでいます。また、年間指導計画は「養護」「教育」「食育」「健康・安全」を大項目としてさらに細かく週ごとの計画をたて、各月に振り返りを行い、それぞれ次月に活かしています。</p>	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>年間指導計画の策定に当たっては職員会議で各クラスの現状や課題など共有したいこと、振り返りを話し合い、そこで課題や思いを反映して計画を立てています。また、行事は各担当職員が中心となり計画し、内容は書面や口頭で周知を図り、実施後は実行推進メンバーの振り返りと、各クラスの意見を吸い上げ、次回に引き継ぐ行事記録として残しています。また、年度途中に実施する自己評価においても計画実施状況の振り返りを行い、改善に向け、保育リーダーとの話し合いで必要な改善課題は園長・副園長と引継ぎ、次年度の計画へとつなげています。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園では、各クラスで週及び月ごとに定期的な振り返りの時間を設け、そこで挙げられた課題や学びを次週及び月の計画に活かしています。クラスごとの保育計画表には「保育に対する自己評価」欄があり振り返り内容を記載しています。また、指導体制は上から下へだけでなくボトムアップで職員一人ひとりの意見を吸い上げ、それをフィードバックする仕組みが整備されています。また、知識・技術の向上を目的とした研修は経験年数、担当年齢別にグループ分けした内部研修の他、外部研修も内容に応じて対象となる職員に適宜参加の機会を提供しています。</p>	

7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>柏市の公務員としての法令や倫理に関する教育は、採用時の他、採用後も定期的に市の人事課主催による研修を行っています。臨時職員も同様に保育運営課からの周知を行い、園でも「臨時職員マニュアル」を基に周知の確認を行っています。個人情報保護についても同様に全職員に周知される体制が整備されています。組織としての体制が整っており、これら重要な事項は全職員が共有出来る仕組みとなっています。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保を図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>人事方針や職務の権限規定などの策定は、柏市人事課や保育運営課が遂行しています。人材確保の方針などは人事課や各園の状況を考慮した上で、保育運営課が計画を立て実施しています。職員評価の基準や方法に関しては、人事課と保育運営課が策定し、明文化した文書を配布しています。また、評価結果については基本的に職員からの開示請求での開示ですが、請求が無くても必要と判断し、開示する場合もあります。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園では職員の休暇や勤務時間、時間外労働についてシステム化し、全職員の勤務状況が常に把握出来る仕組みを構築しています。また、園は職員が申請した要望が業務への影響が無いかの状況を確認・判断し、出来る限り実現する配慮をしています。また、職員への福利厚生に関しては柏市人事課が幅広い保障と支援を提供し、満足を得られるように環境を整えています。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>公務員としての人事育成計画は柏市人事課が策定し、職種や役割別の能力基準も明確に示されています。保育業務における人材育成は保育運営課と園長会議、副園長会議が連携し、階層ごとに必要なスキルを定め、それに合わせた育成を行っています。公立保育園全体を代表する研修検討委員会が研修計画を策定し、必要な研修を適時に実施しています。新規採用の職員には、指導担当者を任命し、トレーニングシートの作成などを通じて、年間を通じた指導を行っています。</p>		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的な人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの人権に関しては柏市の副園長が中心となって作成した保育の基本マニュアル、『エール』を使用して勉強会を園内研修として行っています。また、人権問題がメディアなどで取り上げられる機会をとらえ、リアルタイムにその都度園内での職員間の意識の再確認を行っています。また、虐待に関しては『保育所における虐待等の相談・通報時の体制』としてフローチャートを作成しています。さらに子ども支援室や柏児童相談所との連絡体制を確立し毎月、要保護児童などの情報交換を行っています。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報保護については保護者に対し、入園説明時に個人情報の利用目的や開示に関する内容を明記した『個人情報保護方針』を配布し、説明を行い、同意書入手しています。採用する職員や実習生には採用前に保護者同様、個人情報についてと守秘義務についての説明を行い、同意の確認を取っています。さらに職場でも職員に対して様々な場面や機会をとらえ、個人情報に関する内容と守秘義務についての意識の確認を行っています。</p>		

13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者からの要望については「父母の会」が年2回実施するアンケートを通じて受けており、「父母の会」役員(要望係)が意見をすり合わせる機会を設けています。園はこれを受け保育内容だけでなく、行事や運営、施設など幅広い項目に関する要望を受け付け、保育園で対応可能なものや市役所に提案すべきものなどをさらに精査し対応しています。また、園は懇談会など公式の場での相談だけでなく、日常的にも保護者が担任や事務室に声をかけやすい雰囲気づくりを心掛けています。さらに懇談会の記録を残し、園全体で共有すべき事柄は会議等で取り上げて改善につなげています。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>苦情受付に関しては保護者に配布する「入園のしおり(重要事項説明書)」に記載し、説明を行っています。また、保育園の正面玄関に『苦情対応相談窓口』とその担当者を掲示し周知を図っています。また、園では柏市の策定した『クレーム対応マニュアル』を遵守し、これを実践しています。受けた苦情は内容に応じて、事務室対応、担任対応、または市役所(保育運営課)への連絡など、適切な対応策を検討し、保護者へフィードバックを行っています。また、保護者のみならず地域住民など外部からの苦情についても同様に対応しています。</p>		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>教育と保育の質向上のために、柏市の『夢プラン』に基づく自己評価を年2回行い、園全体の現状や今後の対応策などの情報を各担当者に共有しています。また、園独自の『保育自己評価』も年2回行い、保育士全員が参加する保育リーダー主導のグループ会議で振り返りを行っています。正規職員は人事評価の中で個々が設定した指標を実行しPDCAサイクルを継続する確認を行っています。臨時職員も、各自が設定した『保育の自己評価表』を基に園長と面談し、保育に関する振り返りと今後の取り組みについて話し合い、保育の質の向上を図る仕組みがあります。また、今年度から第三者評価を実施して結果を公表し、保護者や地域に対しての社会的責任を果たします。</p>		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的の実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育の標準的マニュアルは柏市保育課が作成し、新採マニュアル、臨時職員マニュアル、保健関係、アレルギー関係、危機管理関係と多岐にわたり、充実したマニュアルがそろっています。園ではそれをもとにそれぞれの職員が必要に応じた場面で確認しながら、日々の保育を進めています。また、マニュアルの見直しは保育を取りまく社会情勢の変化や保育の質の向上を意識し、現場からも選ばれた更新メンバーが参画して行われています。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園に関する問い合わせと見学の窓口は柏市保育運営課としていますが、内容によっては園が直接受け付ける場合もあります。コロナ禍を契機に自前の園案内の動画作成して、誰でもがホームページでいつでも見れる工夫をしました。また規制の下でも出来る限り、短時間での見学として対応を実施していました。現在は従来通り、園内の案内を再開し、見学の依頼に対しては、柔軟に受け入れる体制で対応しています。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園説明会時に保育方針や内容について「入園のしおり(重要事項説明書)」をもとに、保護者に分かりやすいようスライドを作成しスクリーンで見ながらの説明をしています。説明後には「同意書」に署名を得ています。入園前面談の際に家庭での様子(食事・言葉・アレルギーの有無など)について保護者に聞き取りし記録して保育に活かしています。他に保育・個別懇談会や保護者会などで保護者の意向を確認し記録しています。</p>		

19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■ 全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画は保育目標を柱として、年齢別保育目標や子どもの状況を踏まえ、養護と教育の一体化を図った計画を策定しています。正規職員、臨時職員ともに担任全体でクラス会議を実施し、共通事項や協議事項を話し合っ作成しています。子ども一人ひとりの発達経過記録を作成し、個々の育ちを把握し必要な保育を提供しています。年度の途中にも計画の見直しを行っています。個別の支援が必要な子どもに対しては、保護者及び関係機関と連携を図り個別支援計画を作成しています。</p>		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画に基づき、全年齢年間指導計画・全年齢月案、週案(2～5歳児)、個別(0～2歳児)の計画を作成しています。支援が必要な子どもに対しては個別計画を3期に分けて作成し、各計画はクラスの状況を常に振り返り、達成のために必要な人的、物的環境構成を考慮し、次の計画に活かしています。</p>		
21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員は、一人ひとりの子どもの発達を把握し主体的に生活できるよう、物的・人的環境に配慮して保育を行っています。広い園庭には子どもの発達や興味に合わせて遊べる遊具があり、子どもへの問いかけや気持ちに寄り添いながら遊べるように援助しています。保育室内の玩具も子どもの成長過程に必要なものを用意し、自由遊びのできる時間を十分に確保し、伸び伸びと過ごすことができるよう配慮しています。作品の製作の際には、様々な素材(例えば落ち葉など)を用意し、好きなものを自由に選んで楽しむことができるようにしています。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園庭では虫や草花に接し、「ゆめばたけ」で野菜なども育てたりして自然に触れ、季節の移り変わりが感じられるような取り組みを行っています。園外活動として地域の公園に出かけ居合わせた人たちと交流を持ったり、5歳児はバス遠足でプラネタリウムや博物館を見学するなどの社会体験の機会があります。季節ごとの伝統行事を保育の中に大切なことと位置付け、子どもたちにも分かりやすく伝えています。地域の親子は園庭開放日(11月からは毎日実施)の「わかばっこ広場」に来園し自由に遊ぶ事を楽しんでいます。また園の季節の行事(例えばクリスマス会やお正月遊び等々)に参加することができます。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■ 子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■ 異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園での集団生活を通して、子どもたちが年齢に応じたマナーや社会的ルールを日々の生活を通して身に付けられるように援助しています。保育中には保育者も子どもと一緒に遊んだり見守る中で、子ども同士の関係を把握し、良好な関係が築けるよう必要に応じた声かけをして援助しています。園独自の幼児中心の縦割りグループ(メンバー表を作成する)による「なかよしタイム」の活動を積極的に展開しています。具体的には毎月末の月曜日に設定し(それ以外にも随時)、散歩、運動あそび、製作などを共同で取り組んだりお手伝い活動など個々での活動があります。</p>		

24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>配慮の必要な子どもにはサポート保育士が付き、見守りながら保育しています。発達支援日誌を必要に応じて記入しています。個別支援計画を3期に分けて作成し、毎月の職員会議で状況・経過を報告し合い情報共有しています。サポート保育士を中心に柏市主催の発達支援研修や東葛支会・(社福)青葉会の研修などにも参加しています。年2回子ども発達センターの巡回指導があり、相談や助言を受けています。保護者とも連携しウェルネス柏内いちごルームや民間の療育機関へ通う子どもの状況・経過も把握して保育に活かしています。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <p>延長保育への引き継ぎ事項は、各クラスの引き継ぎノートを活用した書面と口頭でも行い、保護者対応をしています。延長保育対応職員への研修は、嘔吐、SIDS、AED、危機管理関係など園で適宜行っています。延長保育中は子どもたちが安心・安全に過ごせるよう室内あそびを主に、乳児は好きな玩具で、幼児はお絵描きや折り紙なども用意しています。時間の経過に合わせ子どもの少ない時間帯には混合保育を実施しています。特に疲れが出る時間帯は静かな活動にと配慮しています。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者との日常的な情報交換は、連絡帳や送迎時に子どもの様子を口頭でやり取りするなどし、その日の活動全体の様子は保育室入り口にあるホワイトボードに掲示して伝えています。年間予定表で各クラス保育参観・懇談会、個別懇談会の機会を定期的に行うことを伝え、記録に残しています。保護者からの相談は、担当が丁寧な対応を心掛けいつでも受けられることを伝えています。内容によっては園長・副園長が応じるケースもあります。就学に向けて年長児は小学校を訪問し、1年生とクイズ等をして交流したり小学校内巡りやお正月遊びへの参加があります。「保育所児童保育要録」を活用し小学校との連携をとっています。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取組みを行い、保護者にたいして必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>看護師管理のもと年間保健計画を作成し、内科検診を年2回、歯科検診を1回実施し、子ども一人ひとりの健康表を作成しています。保育者は、保護者から提出の健康観察表を確認し、朝の登園時や保育中の着脱時に視診を行い、保育日誌に記載しています。SIDSに関して全職員に研修を行い、ポスターの掲示を通して保護者にも伝え情報共有しています。「保育所等における虐待等の相談・通報時の体制」のフローチャートをもとに、疑いのある際は、園長、副園長に報告し発達経過記録の家庭欄に記載しています。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育中の子どもの怪我や体調不良時の対応マニュアルを作成し、それに準じた適切な対応を行っています。感染症などが発生した場合は、保護者・職員に速やかに注意喚起(クラスに掲示の場合や保健掲示板、お便りにて周知)を行っています。流行の兆しが出た場合は、保育運営課や保健所に連絡し指示を仰ぎます。看護師の管理のもと薬品等を常備し、各クラスにも救急箱や消毒液などを常備しています。嘔吐処理研修は全職員に対して行い、すぐ対応できるよう処理セットを各クラスに準備しています。</p>		

29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しくするように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>食育の計画を各年齢ごとに作成し、自己評価を行い次へつなげています。幼児は「ゆめばたけ」で夏野菜を栽培し収穫する喜びを体験することで野菜やメニューに興味を持ち、また5歳児は年間数回のクッキングを通じて栄養士や調理員との交流を持つ機会があります。アレルギー児に関してはアレルギー給食対応マニュアルに沿って医師からの指示書による除去食を提供しています。アレルギー児状況把握は年度初めに看護師から全職員へ伝達し、出席確認簿と事務連絡ノートに明記しています。また、机の位置や食器を区別する等の配慮をし、アレルギーチェック表にサインして配膳しています。途中入園のアレルギー児の把握は週案会議や職員会議で周知しています。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育室内及び室外は担任が中心となり、適切な温度、湿度、換気などの環境を整え加湿器や二酸化炭素濃度測定器を設置し、清掃などを担う業務員と連携を取りながら室内外の衛生管理に努めています。公立保育園共通の「消毒方法」に基づき業務員・担任・延長保育担当が役割分担して行なっています。施設屋内、屋外の水道に手洗いソープやペーパータオルを配置し使用しています。また、看護師の管理のもとで1日3回、水道の消毒を行っています。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事故発生時の対応マニュアルを整備しフローチャートも併せて各クラスに掲示しています。怪我や事故が発生した際や、ヒヤリハットは、報告書を作成し週案会議や職員会議で内容を周知し、危機管理担当職員を中心に分析しその後の事故防止につなげています。職員は交代で週に1回安全点検をチェックリストに基づいて記録し職場の衛生推進委員と事務室に報告しています。改善が必要なものと判断した場合、保育運営課の営繕担当に依頼しています。不審者対応マニュアル(平日・土曜日・延長保育時間の場合)を確認のもと、年間2～3回実践での訓練(通報の仕方・誘導)を行い、振り返りをしています。危機管理対策マニュアルの一つに子どもがいなくなった時の対応(土曜日・延長保育時間の場合)のフローチャートも常備しています。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>危機管理対策マニュアル(災害発生時)を整備しフローチャートも併せて各クラスに掲示しています。毎月実施する避難訓練は様々な時間帯や保育シーンを想定して行い、又消防署指導の下でも行なっています。年1回、保護者参加の引き渡し訓練を行いメール配信の受信確認を行っています。また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを活用できるように周知・体験する訓練も行っています。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>今年度は段階的に9月から週に2回、11月からは毎日と子育て家庭への園庭開放を実施し交流を図っています。子育て事業(育児講座、出前保育、絵本の貸し出し等)は今後再開する予定です。保育実習生や夏休み中の高校生・大学生のボランティア受け入れも可能な状況です。11月に見学日を設けて、その際要望があれば子育てに関する相談を受けています。コロナ以前は地域の老人会と七夕や正月あそびの交流がありました、現時点でまだ再開できていませんが年度明けには実施に向けて老人会とやり取りを行う予定です。</p>		